

旧旭川市立豊田保育所園舎等を公募提案型売却方式により売却するため、次のとおり応募者を募集します。

令和元年9月24日

旭川市長 西川 将人

1 担当部局

〒070-8525

旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎 5階

旭川市子育て支援部こども育成課

電話 0166-25-9844

FAX 0166-26-5722

電子メール kodomoikusei@city.asahikawa.hokkaido.jp

2 売却物件

土地、建物及び工作物を一括で売却する。

(1) 土地

所在及び地番	地目	地積 (㎡)	用途地域
旭川市東旭川町豊田 335番1	宅地	795.20	都市計画区域の指定のない区域

(2) 建物

所在	用途	構造	床面積 (㎡)
旭川市東旭川町豊田	園舎	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 平屋建	145.80
	ポンプ室	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 平屋建	3.03

(3) 工作物

所在	名称
旭川市東旭川町豊田	フェンス ほか (詳細は募集要項の物件調書に記載)

3 最低基準価格

土地、建物及び工作物 1,490,400円

(消費税及び地方消費税相当額14,400円を含む。)

4 応募資格

公募提案型売却に応募しようとする者は、次の全ての要件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされて

いる者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

- (3) 本市における不動産の売却に係る契約手続において、地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しないもの及びそのものを代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用するものでないこと。
- (4) 市町村税を滞納している者でないこと。
- (5) 告示の日から応募申込書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は暴排条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者若しくは暴排条例第12条に規定する行為をしていると認められる者でないこと。
- (7) 次のアからウまでの全ての要件を満たす者であること。
 - ア 指定期日までに売買代金の支払が可能であること（買受者が指定期日までに売買代金を納付できなかった場合は、契約を解除することがある。）。
 - イ 提案した事業内容を自ら適切に実施できること。
 - ウ 提案した事業の実施に必要な免許、知識、経験（実績）、資力、信用及び技術的能力を有すること。

5 募集要項の配布場所及び期間

(1) 配布場所

1の場所で配布する。なお、本市のホームページ「旧旭川市立豊田保育所園舎等跡利用募集について」から閲覧及びダウンロードが可能である。

(2) 配布期間

令和元年9月24日（火）から令和元年10月31日（木）までの旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く、午前9時から午後5時まで

6 現地説明会

- (1) 日 時 令和元年10月9日（水）午前10時から実施する。
- (2) 申込み 参加希望者は、実施日前日まで（休日を除く、午前9時から午後5時まで）に電話等により、参加者全員の氏名及び連絡先電話番号を1に連絡すること。

7 質問の方法及び回答

(1) 質問の方法

募集要項の内容等に関する質問がある場合は、質問を簡潔にまとめ、令和元年10月23日（水）午後5時までに電話連絡の上、ファクシミリ又は電子メールにより1に提出すること。

(2) 質問の回答

質問の回答は、質問を受理した日から原則7日（休日を除く。）以内に本市ホームページにて公表する。

8 応募書類の提出

- (1) 公募提案型売却に応募しようとする者は募集要項で示す必要書類を、令和元年9月24日（火）から令和元年10月31日（木）までの間に1へ持参又は書留郵便等配達記録が残る郵送のいずれかにより提出すること。
- (2) 価格調書は封入し、密封の上、封筒の糊付け箇所に割印をすること。

9 応募資格の喪失

次のいずれかに該当していることが判明した場合は、応募資格を喪失する。

- (1) 応募書類等に虚偽の記載があった場合
- (2) 公正な審査に影響を与える行為があった場合
- (3) 他の応募者の提案を妨害するなど、手続の遂行に支障を来す行為があった場合
- (4) 事業を実施するに当たって企画、資金調達、経営及び管理運営等に支障がある場合

10 跡利用候補者の選定

本市が設置する「跡利用候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、募集要項で定める審査方法に基づき、提出された応募書類等について審査を行い、最も評価点の高い者（以下「跡利用候補者」という。）及び次点の者（以下「次点跡利用候補者」という。）を選定する。

ただし、審査の結果、一定水準を満たしている提案がない場合、跡利用候補者及び次点跡利用候補者を決定しないことがある。

なお、選定委員会の開催は、令和元年11月下旬を予定している。

11 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

跡利用候補者から公有財産譲渡申請書の提出を受けた後、売買契約を締結する。なお、契約締結日（売買代金納付日）等については、跡利用候補者と別途協議する。

(2) 所有権の移転時期

売却物件の所有権は、売買代金（遅延賠償金を含む。）を完納した日に移転する。

(3) 物件の引渡し

所有権の移転と同時に現状での引渡しとする。

12 契約上の主な条件

- (1) 跡利用者は、売買契約の締結の日から起算しておおむね3年以内に事業に必要な工事を完了しなければならない。ただし、やむを得ず期限までに工事を完了させることができない場合は、本市に対しその理由及び新たな期限を申し出て、あらかじめ書面による承諾を得なければならない。
- (2) 跡利用者は、事業計画に基づいた用途に利用することとし、売買契約の締結の日から5年間はその用途に供さなければならない。なお、売却物件の役割を踏まえ、6年目以降についても適切な事業が継続されることを期待するものである。

- (3) 跡利用者は、建築確認等の諸手続の前に建築計画の概要等を本市に提出し、提案内容との相違の有無について確認を得なければならない。なお、事業を行うに当たって、やむを得ない事情により、事業計画を変更する場合は、書面により本市に申請し、承諾を得なければならない。ただし、当初の事業計画の趣旨を損なうような変更は認められない。
- (4) 跡利用者は、売買契約の締結の日から10年間は、売却物件について、第三者に対し本市の承諾を得ないで、所有権を移転し、又は地上権、質権、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。ただし、事業計画で予定されている場合及び抵当権の設定については、この限りではない。
- (5) 跡利用者は、売買契約の締結の日から10年間は、売却物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第13項に定める接客業務受託営業その他これらに類する業の用途に供してはならない。
- (6) 跡利用者は、暴排条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は暴排条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者若しくは暴排条例第12条に規定する行為をしていると認められる者の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは貸してはならない。
- (7) 跡利用者は、(1)から(6)までの条件に違反したときは、売買代金の30%の金額を違約金として本市に対して支払わなければならない。また、契約上の債務不履行があった場合には、本市は売買契約を解除することができる。
- (8) 跡利用者は、売買契約の締結の日以降において、建物の適切な維持管理や、草刈り、除雪等を実施し、地域の景観の悪化を招くことのないよう、環境保全に努めること。
- (9) 隣接地からの糞糺り作業時に発生する粉じんの敷地内への飛散、隣接建物の雪止めの越境に伴う落雪への対応については、相隣者間で協議すること。また、敷地内（外周）の道路・生活排水路については、排水路を使用している関係者等と協力し、排水路の維持管理を行うこと。

1.3 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (2) 応募提案に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- (3) 応募に必要な一切の費用は、応募者の負担とする。
- (4) 提出された応募書類等は、返却しない。
- (5) 詳細は、募集要項による。